

旭川市通年制保育園在り方検討懇話会運営要綱

(設置)

第1条 旭川市通年制保育園の現状における課題対応，子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）の実施を見据えた中で，新制度を踏まえた施設の在り方について，市民等の意見を参考とするため，旭川市通年制保育園在り方検討懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

(所管事項)

第2条 懇話会は旭川市通年制保育園の在り方について，次の事項について意見交換を行う。

- (1) 旭川市通年制保育園の現状と課題
- (2) 新制度の対応
- (3) 旭川市通年制保育園の今後の方針

(構成)

第3条 懇話会は，次に掲げる者をもって構成し，12名以内で組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内関係団体の推薦を受けた者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 旭川市通年制保育園関係者

(座長及び副座長)

第4条 懇話会に座長及び副座長を各1名置き，懇話会を構成する者の互選により定める。

2 座長は，会議の進行を司る。

3 副座長は，座長を補佐し，座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは，その職務を代理する。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は，子育て支援部こども育成課において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか，懇話会の運営に関し必要な事項は，座長が懇話会で諮って定める。

附 則

この要綱は，平成26年4月16日から施行する。